

**尾鷲市有機農業産地づくり緊急対策事業（消費者の理解醸成）
業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領**

令和7年11月

尾鷲市

この要領は、「尾鷲市有機農業産地づくり緊急対策事業（消費者の理解醸成）業務委託」の候補者を選定にするにあたり、必要な事項を定める。

1. 実施の目的

尾鷲市では令和4年3月に「尾鷲市ゼロカーボンシティ宣言」をし、「22世紀に向けたサステナブルシティ」を目指して、脱炭素の側面からの地域づくりに向けた取組を推進している。

その一環として、令和4年度に策定した「尾鷲市有機農産地づくり実施計画」のもと、有機農業の生産から消費まで一貫して推進し、農業者のみならず、事業者や地域内外の住民を巻き込んで有機農業を推進するモデル的先進地区の創出を目的とし有機農業の定着化に取り組んでいる。

本業務委託により、有機農業の普及啓発や、生産者との交流機会の創出を通じて、有機農業等への理解醸成、及び生産者と実需者（飲食業者、加工業者等）と消費者間の交流により、地域の農業が活性化することを目指す。

2. 概要

- （１）業 務 名 尾鷲市有機農業産地づくり緊急対策事業（消費者の理解醸成）業務委託
- （２）業務内容 別紙「尾鷲市有機農業産地づくり緊急対策事業（消費者の理解醸成）業務委託」仕様書のとおり
- （３）契約期間 契約締結日から令和8年3月20日（金）まで
- （４）契約金額 契約上限額 2,090,000 円（消費税及び地方消費税を含む）
- （５）選定方式 企画提案書等による公募型プロポーザル方式（※）
- （６）契約方法 選定のうえで随意契約

※もっとも優れた提案をしたものを本要領に従い契約候補者として選定し、契約候補者の提案内容を踏まえた仕様書を別途調整の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約を締結するものである。

3. 参加資格

（１）参加資格条件

このプロポーザルに参加できる者は、業務を効果的かつ効率的に実施することができる民間企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人、その他の法人又は法人以外の団体（以下「法人等」という。）であって、次の①から⑩までの条件を満たすものとする。

- ①尾鷲市物品・物件等入札参加資格者名簿において、取扱商品メーカー等調書においてコード番号「37-13：計画・策定・ISO」の記載がある者
- ②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- ③尾鷲市物品・物件の買入れ等指名停止措置要領により、指名停止等を受けている期間中でない者
- ④役員に、次のいずれかに該当する者がいないこと
 - ア 破産者で復権を得ない者

- イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- ⑤次のいずれかに該当する者でないこと
 - ア 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てをされた者で、同法第 174 条第 1 項の規定による再生計画認定の決定を受けている者を除く。）
 - イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、一般競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けている者を除く。）
- ⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと
- ⑦暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号から第 6 号及び尾鷲市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成 21 年告示第 28 号）第 2 条第 9 号並びに第 10 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと
- ⑧宗教活動又は政治活動を主たる目的とする法人等でないこと
- ⑨企画提案書の提出時点で、国税及び地方税の滞納がないこと
- ⑩契約締結後の連絡調整や緊急時の体制が速やかに整えられる者であること

4. 日程

内容	期間
募集開始	令和 7 年 11 月 7 日（金）
質問受付期間	令和 7 年 11 月 7 日（金）から 令和 7 年 11 月 17 日（月）午後 1 時まで
質問回答	令和 7 年 11 月 19 日（水）午後 1 時までに 市ホームページに掲載
参加表明書の提出期限	令和 7 年 11 月 21 日（金）午後 5 時必着
企画提案書等の提出期限	令和 7 年 11 月 25 日（火）午後 5 時必着
物品・物件等入札参加資格登録申請の提出期限（※）	令和 7 年 11 月 25 日（火）
選考会、選考結果の通知	令和 7 年 11 月 28 日（金）頃（予定）
契約締結	令和 7 年 12 月 12 日（金）頃（予定）

※尾鷲市の物品、物件の契約に必要な業者の登録手続き、必要書類や様式は市ホームページの財政課管財・検査係のページを参照。既に提出済みの方は不要。

5. 参加手続き

このプロポーザルに参加を希望する場合は、参加表明書（様式第 1 号）を提出（持参又は郵送）しなければならない。

(1) 提出期限

令和7年11月21日(金)午後5時必着

(2) 提出先

〒519-3696 三重県尾鷲市中央町10番43号

尾鷲市水産農林課農林振興係

(3) 参加の辞退

参加表明書提出日以降に参加を辞退する場合は、辞退届(様式第2号)を水産農林課農林振興係へ事前に電話連絡のうえ、郵送(簡易書留郵便又は一般書留郵便)により提出すること。なお、既に提出された書類は返却しない。

6. 質問の受付及び回答

本業務の内容等についての質問は、書面にて行うものとする。なお、電話での質問については回答できないので注意すること(ただし、プロポーザル実施手順等についての質問は、随時電話等で受け付ける。)

(1) 提出方法

電子メール又はFAX(任意様式)

質問の際には、会社名、担当者名、電子メールアドレス、電話番号、FAX 番号を併記すること。

(2) 提出期限

令和7年11月17日(月)午後1時

(3) 提出先

尾鷲市水産農林課農林振興係

FAX: 0597 - 22 - 9184 E-mail: nougyou@city.owase.lg.jp

(4) 回答

令和7年11月19日(水)午後1時までに市ホームページにて掲載する。

7. 提案書等の提出

(1) 参加者は、次のものを提出すること。なお、応募にかかる経費は、全て参加者の負担とする。

①企画提案書(様式任意) 2部(正本1部、副本1部)

企画提案書については、下記の項目についての提案を盛り込むこと

- ・有機農業が持つ価値の普及啓発
- ・有機農産物等の地域流通と交流の創出

②見積書(税抜き)(様式任意) 1通

③納税証明書(未納がないことを証明する書類) 1通

④履歴事項全部証明書(写し可) 1通

※③及び④については、企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行されたものに限る。

また、④については、尾鷲市の物品、物件の契約に必要な物品物件入札参加資格審査の手続きが、財政課管財・検査係にて完了している場合は不要。

(2) 提出期限

令和7年11月25(火)午後5時必着

(3) 提出先

〒519-3696 三重県尾鷲市中央町10番43号

尾鷲市水産農林課農林振興係

8. 選考

(1) 選考方法

企画提案書等提出書類及びプレゼンテーションの内容を基に、審査委員会による審査を行い、契約候補者を選定する。

最高点の者が複数いた場合は、提案金額の安価な者を、提案金額が同一の場合には「提案内容の妥当性」の点数が上位の者を選定する。

なお、「提案内容の妥当性」の点数も同一であった場合には、審査委員会で協議の上、これを決定する。

参加者が1者であった場合は、総合的に評価して契約候補者としての適否を判断する。

(2) 評価項目

評価項目	評価内容	配点
企画内容	提案の内容が、効果的かつ効率的な仕組みとなっているか	20
提案内容の妥当性	提案の内容が仕様書に合致し、具体的に記述されているか	20
	スケジュールが的確に策定され、契約期間内に事業が実施できる内容となっているか。	20
	有機農業の推進を効果的に行う専門的な知識、技術を有しているか	20
費用対効果	コストは妥当なものか	10
実施体制	市等の行政関係機関、協力企業等と綿密に調整できる体制となっているか	10

(3) 選考会

①企画提案内容を確認するため、プレゼンテーション及び審査委員からの質疑応答を行う。

②選考会はオンライン（Zoom）にて開催する。選考会の日時、会場、当日の順番、URL等は、企画提案書等提出期限の令和7年11月25日（火）以降にFAX又は電子メールにて連絡する。

③プレゼンテーションの流れについては以下のとおり。

- ・プレゼンテーションの持ち時間は説明20分、質疑応答10分の計30分で、説明が終わり次第質疑応答に移る。
- ・持ち時間20分の終了5分前、1分前、終了時の計3回ベルを鳴らし、3回目の終了のベルが鳴ったら速やかに終了する。

※各システム等の不備で被った損害について、市は一切責任を負うものではない。

(4) 結果

選考の結果は、参加者全員に通知する。なお、審査経過の詳細については非公開とし、審査及び結果に係る異議申し立ては認めない。

ただし、各委員の評価点の合計点数を総合計点とし、総合計点が満点の 60%を超える者がいなかった場合は、契約候補者を選定しない。

9. 契約

(1) 契約方法

市は契約候補者と協議し、契約候補者が提案した内容を反映した仕様書を調整の上、契約を締結する。

なお、本プロポーザルは参加事業者の企画力、提案力、業務遂行能力などを審査するものであるから、仕様については契約時に再度精査するものとする。

ただし、契約締結の協議が整わなかった場合は、契約を締結しない。なお、この場合は、次順位のものと協議することとする。

(2) 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とする。なお、尾鷲市会計規則（昭和 41 年規則第 4 号）第 95 条第 3 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

10. その他

社会情勢の変化等に伴い、やむなく選考会の実施方法や契約候補者の選定、契約等について変更する場合がある。その際は、市のホームページにてその内容を掲載する。

11. お問い合わせ先

〒519-3696

三重県尾鷲市中央町 10 番 43 号

尾鷲市水産農林課農林振興係 担当 大谷

電話：0597-23-8262 FAX：0597-22-9184

E-mail:nougyou@city.owase.lg.jp